

奈良県立高田高等女学校・高田高等学校創立百周年記念事業実行委員会会則

(名称)

第1条 本会は、奈良県立高田高等女学校・高田高等学校創立百周年記念事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称し、事務局を奈良県立高田高等学校内に置く。

(目的及び事業)

第2条 実行委員会は、奈良県立高田高等女学校・高田高等学校創立百周年記念事業（以下「記念事業」という。）を実施することを目的とする。

第3条 実行委員会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 行事・記念式典
- 2 百周年記念史の編纂と発刊
- 3 記念事業
- 4 募金
- 5 その他記念事業として目的達成のための必要な事業等

(実行委員会の組織及び任務)

第4条 実行委員会は、学校、PTA（親鳩会含む）及び同窓会の代表者、実行委員会の目的に賛同し、会長の承認を得た者をもって組織する。

第5条 実行委員会には次の役員を置く。

- 1 名誉委員長 同窓会名誉会長
- 2 名誉顧問 歴代同窓会長
- 3 特別顧問 同窓会理事長
- 4 顧問 学校長
- 5 委員長 同窓会長
- 6 副委員長 PTA会長・親鳩会会長・同窓会副会長・副理事長・鳩遊会長・高友会会長、
- 7 委員 PTA・親鳩会・同窓会・鳩遊会・高友会（各々若干名）
- 8 会計 事務長・PTA・同窓会（若干名）
- 9 監査 PTA・同窓会（若干名）
- 10 事務局長 教頭
- 11 事務局員 PTA・同窓会・学校教職員（若干名）

第6条 実行委員会の役員の任務は次のとおりとする。

- 1 名誉委員長、名誉顧問は、必要に応じて、実行委員会に指導助言を行う
- 2 委員長は、実行委員会を代表し、会務を統括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、必要に応じて、その職務を代行する。
- 4 委員・事務局長・事務局員は、委員長の指示をうけて、会務を運営する。
- 5 会計は、本会の会計に関する事務を処理する。
- 6 監査は、会計を監査する。

第7条 実行委員会は第3条の目的を達成するために、企画委員会及び専門委員会を設置する。

- 2 実行委員会本部は、特別顧問・顧問・委員長・副委員長・事務局長とする。
- 3 企画委員会は、第5条の役員より、特別顧問・委員長・副委員長・事務局長及び事務局員の代表と各専門委員会の代表をもって構成する。

- 4 専門委員会は、
 (ア) 総務委員会 (イ) 記念史編纂委員会 (ウ) 行事・記念式典委員会
 (エ) 募金委員会 (オ) 記念事業委員会
 とし、各委員長は実行委員会の役員の中から選出し、委員長が委嘱する。

(会議の招集と運営)

第8条 実行委員会は、委員長が招集し、議事の運営は出席者の過半数を持って決する。

- 2 実行委員会は、各専門委員会の連絡調整を行い、事業を推進する。
- 3 専門委員会は、各専門委員長が招集し運営にあたる。

(資金)

第9条 実行委員会の運営経費および第3条の各事業にかかる経費は募金、その他の収入をあてる。

(解散)

第10条 実行委員会は、第3条の目的達成をもって解散する。

- 2 解散時には会計及び事業報告書を作成しなければならない。
- 3 解散時の残余財産は同窓会が引き継ぐものとする。

(その他)

第11条 実行委員会におけるその他の必要事項は委員長が定めることができる。

(施行期日)

この会則は、平成29年5月21日から施行する。

創立百周年記念事業実行委員会

組織と役割

